

公益社団法人2025年日本国際博覧会協会 人権方針(案)

1. 前文

国際社会において、国連「ビジネスと人権に関する指導原則」への支持は高まりつつあり、2015年に国連総会で採択された「持続可能な開発目標」(SDGs)を中核とする「持続可能な開発のための2030アジェンダ」では、事業活動に際しては、指導原則や国際労働機関(ILO)の労働基準などの取決めに従い、労働者の権利や環境、保健基準を遵守することが求められています。

公益社団法人2025年日本国際博覧会協会(以下、「博覧会協会」という)は、2025年日本国際博覧会(以下、「万博」という)のテーマ「いのち輝く未来社会のデザイン」が実現されるために、万博に関わる一人ひとりの人権が尊重される必要があることを認識し、2030年をゴールとする「持続可能な開発目標」(SDGs)を達成すべく、博覧会事業に携わるすべての人の人権を尊重します。

また、世界各国から人々が集い、協力して成立するという国際博覧会の特徴を踏まえ、人権への負の影響を防止、軽減すること、人権被害が生じた場合の救済といった人権課題解決に向けた具体的な枠組を確立します。会期中は、人権尊重に関する様々な展示や各種の催事などを通じ、テーマに基づく多様な考え方を国内外に発信し、会期後も社会に広く普及していくように努めます。

本方針は、「持続可能な大阪・関西万博開催に向けた方針」の下で、他の方針や規程等の土台となるものであり、事務総長以下の博覧会協会幹部・職員(派遣社員、契約社員含む)及び、会長以下の役員に適用します。また、万博実施に際して協力される公式参加者、出展者、サプライヤーらにも広く適用し、本方針への支持を期待します。

2. 人権の尊重

博覧会協会は、法令を遵守するとともに、社会的規範に基づき、公正・誠実な事業活動を行います。「国際人権章典(世界人権宣言、国際人権規約)」、「労働における基本的原則及び権利に関するILO宣言」などの国際的に認められた人権を理解し、尊重します。また、国連「ビジネスと人権に関する指導原則」、「OECD 多国籍企業行動指針」、「ILO 多国籍企業宣言」等の国際規範を尊重します。法令と国際的に認められた人権が相反する場合には、法令を遵守しつつ、国際的に認められた人権を最大限尊重します。

3. 人権デュー・ディリジェンスの実施

博覧会協会は、国連「ビジネスと人権に関する指導原則」に則した人権デュー・ディリジェンスの仕組を構築し、継続的に実行します。人権デュー・ディリジェンスとは、博覧会事業が人権、環境、適正なビジネス慣行等に与える負の影響を防止または軽減するために、予防的な調査・把握を行い、適切な手段を通じて是正し、その進捗及び結果について外部に開示する継続的なプロセスのことをいいます。

4. ステークホルダーとの対話

博覧会協会は、万博を取り巻くステークホルダーとの良好な関係性を構築することが適切なリスクマネジメントに繋がると認識し、ステークホルダーからの要請や考え方を把握するための対話を実施します。

5. 参加者やサプライヤーとの共有

博覧会協会は、万博の実施に際して協力される公式参加者、出展者、サプライヤーらにも広く本方針を適用し、支持を期待します。また、物品・サービスの調達に際しては、別途定めた「持続可能性に配慮した調達コード」の遵守を求めます。

6. 救済

博覧会協会は、万博実施に際して関わる関係者の皆さまからの苦情に対して、適切に対応するための枠組(グリーンバンス・メカニズム)を構築します。グリーンバンス・メカニズムは他の相談窓口とも連携し、相談者が不利益を被ることがないようにプライバシーに配慮します。

博覧会協会の役職員や博覧会事業による活動によって、人権への負の影響を引き起こす、または助長していることが明らかになった場合は、適切に対応し、その是正・救済に取り組みます。

7. 教育、訓練

一人ひとりの博覧会協会職員やボランティア、スタッフらが業務において、本方針に基づいた行動を実践するように、必要な教育及び能力開発を行います。また、公式参加者、出展者やサプライヤーらにも「持続可能性に配慮した調達コード」をはじめとした博覧会協会の取決めに周知し、必要に応じた教育を提供します。

8. 情報の開示及び発信

本方針に基づく人権尊重の取り組み及びその進捗状況について、各種報告書やウェブサイト等を通して、定期的に報告し、来場者や広く一般に発信します。

以上